法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-12

社会労働運動史再構成の視点

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)
法政大学社会学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
社会労働研究 / Society and labour
(巻 / Volume)
39
(号 / Number)
2・3
(開始ページ / Start Page)
70
(終了ページ / End Page)
96
(発行年 / Year)
1992-11
(URL)
https://doi.org/10.15002/00006705

社会労働運動史再構成の視点

高橋彦博

一　はじめに
二　社会実験の結果
三　運動史と運動史論の間
四　社会主義政党の法制化
五　おわりに

一　はじめに

東欧における国家社会主義体制四〇余年の実験結果が出た。結果は、失敗であった。ソ連邦における国家社会主義体制七〇年余の実験結果が出た。結果は、失敗であった。失敗の原因は、当事者によって「命令的、官僚的システム」の支配にあったと分析されている。ソ連邦大統領を辞職するに当たってゴルバチョフ氏が行った「辞任演説」の

一節は次のようなものであった。「（ソ連の停滞の）原因は明らかでした。社会は、命令的、官僚的システムの圧迫で窒息死しようとしていました。イデオロギーに奉仕し、軍備拡張の重荷に窒息しそうでした」（『毎日新聞』一九九一年一二月二六日、夕刊）。国家社会主義体制としての国家機構の圧迫が、旧ソ連の土壌としての「社会」（общество）を窒息する寸前の状態に追いやっていたのであった。旧ソ連を構成していたユーラシア、ヨーロッパ、アジアに広がる広大で歴史の古い「社会」は窒息死を逃れるために、何よりもまず国家機構の解体という大手術を自ら行なわざるを得なかったのであった。(*)

（＊）国家の基底に社会があるとする見解を、ゴルバチョフ大統領は辞任演説の半年前、オスロにおけるノーベル平和賞受賞記念演説においても明らかにしていた。『世界政治資料』第八四〇号、一九九一年七月下旬号、参照。なお、大統領辞任演説のテキストとしては、《СОВЕТСКАЯ РОССИЯ》27 декабря 1991г.

国家社会主義の実験の失敗の原因については、今後、慎重な検討が重ねられることになるであろう。旧東欧と旧ソ連の国家社会主義の体質的差異も明らかにされる必要がある。しかし、とりあえず、今日の時点における中間総括としては「命令的、官僚的システム」の支配が確認されるのであった。そして、この確認は、国家社会主義の実験において作業仮説とされて来た人為的作為の領域についての過大な評価、言い換えれば計画原理の有効性についての過信の問題を浮上させることになる。(*)

（＊）現代社会における計画原理の導入の不可避性は否定すべくもないが、資本主義経済においては「経済計画」が「利潤」原理によって規制されることによって、社会主義的「計画経済」よりも効果的に計画原理を作動させていた。この点についての認識は、「抵抗科学」としての日本の社会科学に対し「政策科学」性の付与が説かれた一九六〇年代の時点ですでに明らかにされていた。松下圭一『シビル・ミニマムの思想』東京大学出版局、一九七一年、三三四。

東欧やソ連邦の国家社会主義体制の実験において、作業仮説とされたのはマルクス・レーニン主義であった。マル

クス・レーニン主義における目的意識性の強調が、社会運動における作為の領域の過大な評価をもたらし、軍事組織としての中央集権体制だけでなく、軍事技術としての戦略・戦術論を革命と統治の技術として受け入れさせた。その結果、国家社会主義権力が創出され、一党支配型政治体制と集権管理型経済メカニズムが構築された。しかし、そのような人為的構築物としての「命令的、官僚的システム」は、ついに人々の自然史的営為としての日常性の領域に定着することが出来ないまま、虚構として崩れ去ったのであったと理解出来よう。

二〇世紀のほとんどを費やしたこの壮大な国家社会主義の実験の失敗を目撃した日本の社会労働運動史論は、自らの、九〇年を越えもうすぐ一〇〇年になろうとする社会運動・労働運動の歴史を改めて総括せざるを得ない立場に置かれている。先ずは、運動史を捉える理論と方法の根底的な再検討を課題とせざるを得ない。次いで、社会運動・労働運動の歴史記述の再構成を課題とせざるを得ない。なぜか。日本の社会労働運動九〇年余の歴史において、初期の二〇年程を除いたほとんどの部分が、運動の実態と運動史論の両側面において、マルクス・レーニン主義の影響を強く受けた歴史になっているからである。

国家社会主義体制崩壊の事実に直面して、マルクス・レーニン主義の理論的立場が根底的な再検討を迫られているのは、社会労働運動史の分野だけではない。たとえば、マルクス主義の影響を強く受けた日本の歴史学界の一部分は、一九八九年以降の世界史の激動への対応として、これまでの理論と方法、世界史認識の総体についての根本的再検討を課題とせざるを得ないでいる。(*) しかし、これらの歴史学界における検討課題への取組は、なぜか、世界史の転換に対応する世界史像の再構成という一般論になっていて、マルクス主義の理論的立場についての根本的再検討であることを明示するものとはなっていない。世界認識の不充分性が自覚されたのであれば、やがては、これまで主として依拠して来た認識枠組に特定した批判的総括がなされることになるのではなかろうか。

（＊）歴史学研究会は、一九九一年度と一九九二年度の大会テーマに「国民国家を問う」を設定し、一九八九年以降の世界史の激動に対応する歴史認識の見直し作業を近代史に立ち戻る姿勢で開始している。歴史科学協議会は、一九九一年度と一九九二年度の大会テーマに「世界史認識の再検討」を設定し、世界史像の組み立て直しの作業を奴隷制社会の成立論に始まる発展段階説の再検討から開始している。

日本の社会労働運動史にマルクス・レーニン主義がもたらした歪みの測定は、やがて日本社会労働運動史総体の再構成を課題とするに至るであろうが、以下においては、日本社会労働運動史関連の幾つかの局面の分析から提起される何点かの再検討視点を確認するに留めたい。

［付記］　この小論は、一九九二年五月三〇日、昭和女子大学で開かれた社会政策学会第八四回大会の第二分科会〝社会主義と労働運動〟における報告をまとめたものである。報告の機会を提供された学会幹事、当日の分科会司会者、分担報告者、質問・意見を寄せられた出席者、等の諸氏に、この機会にお礼を申し述べさせていただく。

二　社会実験の結果

国家社会主義体制崩壊の歴史的事実から浮かび上がる、社会主義運動論関連の理論的方法論的再検討課題は数多くあることであろう。以下に列記する諸点は、その一部分であるに違いない。

議会制社会主義　東欧の社会主義国の多くは、今世紀初頭の段階で、憲法体制としての議会政治と政党政治を経験していた。東欧の社会主義国の多くは、ヨーロッパの社会的伝統となっている議会政治をそれぞれの社会的土壌に染み込ませていた。(＊) 第二次世界大戦直後の人民民主主義体制は、少なくともその初発点においては、ヨーロッパ的伝統と

しての議会政治と政党政治の継承者としての立場を示していた。

（＊）東欧革命の起点となる今世紀初頭の議会制と社会民主主義については、〝現代史の底流としての社会民主主義―議会政治と政党政治の復権―〟（『週刊・朝日百科・世界の歴史一二二号』一九九一年四月）としてスケッチを試みたことがある。

そして、マーシャル・プランの年、一九四八年、東欧各国は、プロレアリアート独裁変種である国家社会主義システムへ強行転化させられ、その後、四〇余年にわたる「全体主義」[＊]の時代を経験したのであったが、東欧におけるヨーロッパ的伝統としての議会主義が消し去られることはなかった。チェコスロヴァキア、ハンガリー、ポーランド、等においては、社会主義共和国あるいは人民共和国の枠内で、複数政党制、複数候補者制、を内容とする政党政治の復権が実現され、議会政治が活性化していた。一九八九年の東欧革命は、社会主義体制における議会主義、すなわち議会制社会主義の試行を発条とする政治過程になっていた。[＊＊]

（＊）旧ソ連邦大統領ゴルバチョフ氏とチェコスロヴァキア大統領ハベル氏は、共に、一九九二年四月に来日、率直な内容の講演を行っているが、二人共、少しも憚ることなく旧社会主義体制を「全体主義」と呼んでいたのが印象的であった。『朝日新聞』一九九二年四月二二日、二四日、付けを参照。

（＊＊）議会制社会主義の視点については〝社会運動史再構成の視点〟と題して、一九九一年一一月、労働運動史研究会例会において問題提起を試みた。『労働運動史研究会会報』第二四号、一九九二年七月、を参照。

社会の社会化　これまで「社会民主主義」の枠に閉じ込められ、社会主義の本流として位置付けられることの無かった社会主義として、「社会化」がある。ワイマール共和国憲法が公布されたのは一九一八年九月で、ロシア一〇月革命の翌年であったが、そのワイマール憲法の公布は、同年、一九一八年三月の「社会化法」（Sozialisierungsgesetz）の

公布を受けてなされている。ソビエト・モデルの国家社会主義の実験が開始されるのとほとんど同時に、ソサエティ・イズムとしての社会主義の実験が開始されていたのであった。

ワイマール共和国は挫折した。(*) しかし、そこで試みられた「社会化」の実験は、第二次大戦後、「社会国家」としてのドイツ連邦共和国（西ドイツ）に継承されている。しかも、「社会化」の動向は、社会民主主義思想や社会民主主義政党によってのみ担われているのではなかった。「社会化」は、多くの場合に保守的な政治勢力によって担われて来た。(**) そこに見ることが出来るのは現代史の底流であり、歴史の理性の発動にほかならなかった。

（＊）ワイマール共和国は第三帝国の影の存在でしかないのではなく、その崩壊因はもはや「過去の争点」ではない、とするディベイトがなされている。Ian Kershaw ed. Weimar: Why did German Democrcy Fail?. Weidenfeid & Nicolson, 1990.

（＊＊）社会の「社会化」視点についての簡単な私なりの問題提起を、一九九一年一二月に開かれた東京大学社会科学研究所主催のシンポジウム〝社会主義とは何か。第二回、日本の社会民主主義〟のコメンテーターとして試みたことがある。『社会科学研究』第四四巻、第一号、一九九二年、参照。なお、日本社会への「社会化」導入の経過については、拙稿〝憲法議会における「ワイマール・モデル」――生存権規定の挿入――〟『社会労働研究』第三七巻、第一号、一九九〇年七月、を参照されたい。

政治争点の設定　社会主義モデルの国家社会主義体制への単一化は、社会労働運動におけるソビエト・モデルへの単一化となり、ほとんど宗教的な「彼岸」志向をもたらした。この「彼岸」志向において、社会労働運動は市民社会と異質のもう一つ別の土俵（アリーナ）へ大衆を誘導する戦略・戦術として展開されることになる。たとえば君主制の枠が所与の条件となっている場合、この枠組の破砕が至上命令とされる。君主制の枠組の内部における普遍的価値意

識、たとえば人権、の追求の意味は視野に収められない。統一戦線運動も、革命戦略から導出される「当面の環」へ大衆を結集する戦術に留まり、統一の思想へ昇華することはない。市民社会状況において共通の了解事項として設定される政治争点が社会労働運動の目標として理解されることなしに、社会労働運動が現代民主主義としての参加民主主義の担い手となることはないであろう。(*)

(*) 拙稿〝憲法議会における受益権の挿入—日本国憲法一七条、四〇条の歴史的背景—〟『社会労働研究』第三七巻第四号、一九九一年三月、は、戦前の天皇制批判を相対化する市民社会状況の所在を実証する試みであった。

天皇制国家に対しもう一つ別の国家主義にほかならない国家社会主義体制を対置する批判方法に視野を限定した第二次世界大戦前の戦略思考は、今日においても、議会政治の文脈を無視し、政治日程化された政治争点を視野の外に置く、それ自体が極めて政治的な、ただし、おそらくは自覚されない国家主義として保持されている。(*) 国家社会主義体制を崩壊させた東欧の市民感覚と同質の市民的批判意識が、日本の社会に底在する国家社会主義の残滓に対し発動される余地があることになる。

(*)『歴史学研究』第六二九号、一九九二年二月、における〝現状分析を欠落させた歴史研究者〟と題する私の発言は、現存する戦略思考の残滓についての指摘であった。

社会実験　人間としての全存在の結晶化と見るべき社会実践活動を、その意味では、その一つ一つが繰り返し不可能の社会実践活動を、繰り返しが可能と見える自然科学の分野での実験と同一視することは妥当でないとする批判があって当然である。社会実践における一回性は、社会実験論が、ある社会実践を、複数の選択肢の中の一つの選択に過ぎなかったとすることによって、実験結果に対して価値相対的となる姿勢をとることを許容するものではないかのように思われる。(*) 少なくとも数百万人の犠牲者を出した国家社会主義の悲惨な経験は、たまたま、ある一回の実験の結

果であったとして、記録に留めてすませる問題でないことは確かである。そこには、政治責任の問題がある。しかし、政治責任の問題があるからこそ、国家社会主義の実験の起点となった作業仮説の有効性を検証する視点が求められることになるのであった。個人や組織が、客観的発展法則の世界へ逃避し、政治決断主体としての責任から逃避することを許さない視点が意味を持つことになるのであった。社会実験論には、実験の主体を常に明確にすることを求めるという厳しさがあるのであった。

（＊）一九八三年、早稲田大学で開かれた政治学会における共通論題は、〝社会民主主義の実験〟であった。日本の社会科学においては、国家社会主義とは異なるもう一つ別の社会主義の実験結果を測定する視点が早くから容認されていたのであった。もっとも、この時も、「社会実験」概念の妥当性について、若干の疑義が提起されていた。当日の司会者として私が弁明した記憶がある。「社会実験」概念は、K・ポパー『歴史主義の貧困』（久野収・市井三郎訳、中央公論社、一九六一年）によれば、マルクス主義の歴史主義、すなわち法則科学論と発展段階論の単純・素朴性を克服するための視点であった。社会実践の一回性については、ポパーの言う「漸次的実験」なる視点で充分にカヴァー出来るのではなかろうか。マルクス主義の側にも方法論的単純・素朴さを克服する自主改造の試みがあったのであり、「宇野理論」が「社会実験」概念導入の試みであったとされているのを最近、知った。馬場宏二〝現代世界と日本社会主義〟、東大社研編『現代日本社会、I課題と視角』（東大出版、一九九二年、所収）。「社会実験」概念による「客観的発展法則」の作業仮説化によって、マルクス主義においても多元主義や政治的寛容思想の受容が可能となるのであった。

国家社会主義　ゴルバチョフ元大統領とハベル大統領が「全体主義」なる捉え方を平然と見せている点に、先程、触れた。その場合、国家社会主義とファッシズム国家との間の違いを無視することになりはしないかという疑問が浮かび上がって当然である。そもそも、ナチズムとは国家社会主義の略称であった。しかし、ソ連邦の社会主義が「命令的、官僚的システム」であったということは、ソビエト・システムが二〇世紀に特有の国家主義の一形態であったこ

とを意味するのであり、その点ではナチズムと同じ特徴を持っていたことになる。ソ連邦とナチズムには、国家主義を「全体主義」として共有する特徴があった。(*)

(*) ソビエト・システムは国家社会主義体制であると共に多元社会構成の拒否者として「全体主義」にほかならなかったとするアグネス・ヘラーによる「全体主義」概念の新たな確認について、加藤哲郎『コミンテルンの世界像—世界政党の政治学的研究—』(青木書店、一九九二年、三二、四ページ)が簡単な紹介を試みている。

ここで、強調しておきたいのは、次の点である。すなわち、今世紀を賭けた社会主義の経験を国家社会主義の実験として相対化する視点は、国家社会主義崩壊のこの時点においてなお、国家社会主義とは異なるもう一つ別の社会主義の可能性を見出す余地を残して置こうとする慎重な歴史把握の視点になっていることである。(*)

(*) 社会主義死滅論とは別の視点から東欧とソ連邦の社会主義を国家社会主義体制であったと把握している例として、東大社研編、同上、『現代日本社会、I』所収の編集委員会名による〝序論〟(執筆、渡辺治)を参照。山本左門『民主主義の政治学』北樹出版、一九九二年、によれば、「体制」としての「社会主義の実験」が「国家社会主義」であったのであり、「運動」としての「社会主義の実験」が資本主義国の社会主義運動・労働運動であった。そして、「運動としての実験」は「体制としての実験」の失敗から「打撃」を受け、目下、「苦悩」しているのであった(一七六ページ)。この場合も、国家社会主義とはもう一つ別の社会主義を捉える現点が用意されていることに注目しておきたい。

今世紀の七〇余年を賭けた国家社会主義の実験結果を、とりあえず以上の諸点で捉えた上で、以下、日本の社会労働運動史に関わる理論的方法論的再構成の視点を何点か、通史批判の形で具体的に提起させていただく。

三　運動史と運動史論の間

二〇世紀の殆どを賭けた国家社会主義の社会実験の結果を、「議会制社会主義」「社会の社会化」概念等の普遍性を確認するところで捉えた上で、日本の社会労働運動史および社会労働運動史論の検証を、塩田庄兵衛著『日本社会運動史』（岩波全書、一九八二年）を検討材料とすることによって試みることにしたい。批判的検討材料の対象として、塩田『日本社会運動史』を選んだのは、私なども、これまで、その考え方の総体を支持し、その現論枠組で分析を続けてきた日本社会労働運動史論の通説を代表する文献として、塩田氏の『日本社会運動史』があると思われたからである。従って、以下における塩田氏の『日本社会運動史』批判は、私自身の理論的反省でもあることになる。

社会労働運動の歴史は、自然史そのものであり、あらゆる人為的試行も、その自然史の流れに包み込まれて来た。社会労働運動史論は、まずは、自然史としての社会労働運動史を理解し記述する領域の仕事であった。同時に、その自然史としての流れに何ほどかの人的営為の可能性の要因を組み込む理論領域の仕事ともなっていた。その結果、運動史そのものと運動史論との間にある距離が、ともすると見失われ勝ちになるのであった。ある場合には、両者の間の距離が意図的に隠蔽される構造も生じていた。

自然発生性を目的意識性に転化させるところに理論の役割があり、インテリゲンツィアの役割があるとする持ち込み理論は、人間関係における人的営為の可能性の過大な評価をもたらす装置となっていた。カウツキーやレーニンの場合は、広大な自然史の世界に挑戦して政治工作を試みる小数派異議申し立て人集団としての立場の自覚が含まれていたであろうが、[*] 国家社会主義権力の政治体制としての確立は、前衛党に社会を「嚮導」し体制の「中核」となる役割を課したように（〝ソビエト憲法〟一九七七年、第六条）、自然史的社会史に対して人的営為の範囲を相対化する姿勢を

喪失させていた。

（＊）カウツキーのロシア革命批判は、プロレタリアートの「独裁」が「自然な発展段階」を「飛び越え」ようとしているところに向けられていた（山本左門『ドイツ社会民主党とカウツキー』北海道大学図書刊行会、一九八一年、二八二ページ）。カウツキーの批判を受けたレーニンであったが、そのレーニンに見出せる「プロレタリア民主主義」の「原型」は、原始キリスト教のエートスを継承する「普遍的価値に対する献身」にほかならなかった（藤田省三『現代史断草』未来社、一九七四年、三九ページ）。

日本の社会運動史と運動史論との関係においても、自然史的過程を目的意識的営為の過程で覆い隠す理解が支配するようになっていた。明治の社会主義者は「我々の運動は、泥沼に石を置くようなものだ」とする自覚を持っていた（大河内一男『黎明期日本の労働運動』一三〇ページ）。それが、コミンテルンの影響が強まってから以降は、一九二〇年代における資本主義急速没落論が示すように、あるいは、第二次世界大戦直後のゼネスト・人民革命説が示すように、使命感あふるる革命家の願望と大河に似た歴史の流れが混同されるようになっていた。革命志向の目が、そのまま運動となり、革命家の営為が、そのまま運動史であるかのように錯覚され始めた。ある場合には、社会運動史の担い手が抱く革命運動への幻想を意図的に放置する運動史記述者の作為すら見受けられるようになった。

そのようなコミンテルン史観の基本的な立脚点は、一九一七年のロシア革命を、新しい世界史の第一歩と評価する把握で、現代史の起点に位置付ける史論にあった。

ロシア革命の評価　塩田『日本社会運動史』は、ロシア革命について、ケレンスキー政権を「武装蜂起」で倒したこの革命は「資本主義から社会主義へとむかう人類史の大きな転換点」となった、と評価し位置付けている（五五ページ）。だが、ロシア革命は、憲法制定議会に対するクー・デタであった。（＊）ロシア革命に人類史における「転換点」としての

意味を見出すことは、議会政治の否定を人類史の起点として評価することになる。新たな権力形態としてのロシア革命の評価は、ソビエトやレーテの評価であり、それは、ワイマール共和制を「ブルジョワ議会主義」として切り捨てる史観に直結していた（五五ページ）。

（＊）加藤哲郎〝「究極の政党」への実験のあとで――「短い二十世紀」とソ連共産党崩壊の意味――〟『世界』一九九二年二月、を参照。

ロシア革命を現代史の起点と位置付ける理解においても、たとえば、故・江口朴郎氏は、ロシア革命そのものではなく、「ロシア革命ないし第一次世界大戦」あるいは「ロシア革命の時期」を起点とする理解を示していた。ロシア革命そのものを見るについては、「レーニン、ボリシェヴィキ、だけを中心にみていくというような、ある意味では非歴史的な見方」を排除していた。(＊) 江口氏は、一九八九年における東欧の市民革命を目撃することはなかったが、すでにロシア革命五〇年の時点で、国家社会主義体制の崩壊を容易に理解し受容し得る史観を呈示していた。

（＊）江口朴郎『歴史学とマルクス主義』青木書店、一九七二年、八八～八九ページ、同『現代史の選択』、青木書店、一九八四年、二〇六ページ。

議会政治の評価　塩田『日本社会運動史』は、日本の議会政治一〇〇年の歴史を肯定的に評価する視点を示していない。明治の社会主義における議会政策派は、「帝国議会への幻想」の囚われ人にすぎなかったとされている（四〇―四一ページ）。帝国議会については、絶対主義的天皇制の「いちじくの葉」（一〇ページ）であり、「飾りもの」（一七九ページ）でしかなかったと、レーニン主義的常套語による否定がなされている。(＊)

（＊）レーニン主義の今日的評価に当たって、見落とすことが出来ないのは、レーニンが示した「ブルジョワ議会と議会制度」に対する「たたかう」姿勢である。コミンテルンによる〝共産党と議会主義についてのテーゼ〟（一九二〇年八

月）は、議会政治の「粉砕」を世界共産党の基本方針としていた。コミンテルンは、議会政治の「粉砕」のための世界的組織であったのであり、日本共産党もその一端として組織されていたのであった。右のテーゼと関連するレーニンのコミンテルンにおける見解表明、〝議会主義についての演説〟『レーニン全集』第三一巻、所収、を参照。

だが、今世紀を賭けた国家社会主義の実験の結果が示しているのは、議会政治に替わるソビエトやレーテや人民公社など、プロレタリアート独裁権力の諸形態の人為的虚構性であり、その崩壊であった。実験の結果、確認されたのは、議会政治の普遍的意義であった。特に、東アジアの一地点において議会政治を定着させた稀有の社会実験例として、日本の近代化一〇〇年の成果が注目されることになる。(*) ただし、議会政治の導入と定着という事業において、「普遍的価値への献身」を見せたのは、ロシア革命の正統派継承者ではなかった。

（＊）来日した韓国の盧大統領は、一九九〇年五月二五日、日本の衆議院本会議で、「かつてヨーロッパで育った資本主義と議会主義の精神が、ただいま遠い東方のここ日本で開花しています」と演説、日本における議会主義の定着を東北アジアの近代化の先進例として評価している（『朝日新聞』一九九〇年五月二五日、夕刊）。評価者の立場に対してと、評価の内容に注目しておきたい。

天皇制との対決　第二次世界大戦前の日本の社会状況において、歴史展開の基軸となったのは天皇制とそれに対抗する日本共産党の関係であったとする理解が、塩田『日本社会運動史』の基調になっている。もっとも、そう明記されているわけではない。塩田氏は、むしろ、非合法共産党の「性急な主観主義」（九九六）や「セクト主義的な方針」（一〇六六）、「社会ファシズム論」への追随（一二七六）などを指摘している。しかし、他方で、「反共主義」なるラベリングが多用されている。労農派は「日本共産党の革命戦略に反対」したグループとされ、その資本主義分析方法の持つ意味が評価されることはない（一〇一六）。吉野作造は、「絶対主義的天皇制との衝突を避け…」た人物であり（四九

六↑)、美濃部達吉は、「絶対主義的天皇制を可能な限り民主的に解釈しようと志す…」憲法学者にすぎなかった(一三八六↑)。今世紀の初頭、日本共産党が結成される遥か以前から社会「改造」に取り組んでいたリベラリズムとしての大正デモクラシーの社会潮流(*)に注目する視点が、そこで示されることはなかった。社会改革の可能性(**)を評価することなく、逆に、天皇制との対決姿勢を高く評価してやまない歴史観は、「彼岸」志向にほかならず、しかも、その志向性が明示されていない点において、それは「彼岸」への隠微な導入史論となっていた。

(*)日本の君主制を天皇制とすることによってタブー化し、そのタブーに非合法の挑戦を試みることだけが、戦前の日本社会における君主制相対化の作業ではなかった。「大逆事件」に関して一九一一年に徳富健次郎が行なった演説「謀版論」(岩波文庫、所収)は、市民社会に適合した「度量」ある「謙遜」な君主制の機構を求めている。この演説を実現させたのは、一高校長・新渡戸稲造であり、一高弁論部関係者としての河上丈太郎であり森戸辰男であった。このようなリベラルな立場における君主制への対応と、「天皇制の転覆」を呼びかける非合法文書の配付行動と、どちらの方が歴史に活きていたと評価出来るであろうか。中野好夫『蘆花徳富健次郎』第三部、筑摩書房、一九七四年、および、拙稿、前掲〃憲法議会における「ワイマール・モデル」—生存権規定の挿入—〃『社会労働研究』第三七巻、第一号、一九九〇年、を参照。

(**)塩田『日本社会運動史』は、一九二五年の治安維持法の第一条が「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認」する結社を取り締まりの対象とし(八八六↑)、一九二八年には違反者に対する最高刑が死刑または無期懲役と改悪されていることを指摘している(一〇三六↑)。しかし、一九四一年には、この第一条から「私有財産制度ヲ否認」するという部分が外され、死刑または無期懲役という処罰の対象でなくなっている事実への注目がなされていない。一九四一年の改正の背後に、一つの要因としてではあるが、国体の変革と私有財産の否認を区別する論理を持つ日本の法曹会の所在を確認出来る。国体の変革と私有財産の否認を区別する市民社会的良識は、社会労働運動にとって、無縁のものであったと言えるであろうか。拙稿、前掲〃憲法議会における受益権の挿入—日本国憲法第一七条、第四〇条の歴史的背景—〃『社

会労働研究』第三七巻、第四号、一九九一年、を参照。

前衛党神話の構造　運動そのものが特定の運動論によって、主観的な運動に歪められて展開される場合があるだけではなく、そのような運動の歪みが、特定の運動史論によって意図的に放置される場合がある。塩田『日本社会運動史』においては、その結論部分において、日本の社会運動の流れが「進歩」あるいは「改造」の方向を辿っているとする総体的な認識が示されている（二八〇ページ以下、参照）。それにも関わらず、運動史の記述としては、ロシア革命や前衛党の評価が示すように、改良主義の否定がなされ、革命主義の賞揚がなされているのであった。普通選挙制度の要求など一般民主主義的運動の意義付けが試みられる場合もあったが（二九ページ）、運動史の記述としては、普選の評価も、「帝国議会への幻想」から脱出する通過点としてなされているのであった。

それと同じ構造であるが、塩田『日本社会運動史』においては、その結論部分において、「組織的運動」としての社会運動の展開にあたって「個人の自由と人間の尊厳」が保障されていなければならないとする普遍的価値受容の姿勢が示されている（二八一ページ）。それにも関わらず、運動史の記述としては、絶対主義的天皇制と対決する「革命運動の前衛部隊である共産党」（九八ページ）に対する評価がなされるのであって、自由主義の思想的潮流や人権擁護の営為が評価されることはなかった。さすがに、差別や人権蹂躙に抵抗する運動が示す人権の意味が見落とされることはなかったが（七四、七七ページ）、しかし、市民社会における基準原理としての人権の確定がなされ、その原理からする運動の評価がなされているわけではなかった。

ここに見られるのは、運動史の論者自身においては普遍的価値の受容が示されるにも関わらず、その論者による通史記述としては運動史の担い手レベルにおける前衛党神話の保持というような歪みの構造の賞揚がなされるという二

重構造である。この構造は、天皇制支配機構における顕教と密教の二重構造（久野収）に類似している。体制あるいは反対制運動の管理者自身において神話への帰依がなされることはなく、体制あるいは反対制運動の担い手としての大衆レベルにおける神話の保持について高い評価が下されるという構造であった。日本社会労働運動史の未成熟は、未成熟であることが、運動史論によって評価され、支持されて来たのであった。前近代性と激突する前近代的大衆の歴史的役割を見通す地点が、前衛党神話を運動史論として保持する地点となっていた。

日本の社会労働運史におけるロシア革命の肯定、帝国議会の否定、天皇制との対決強調の基調となっていたのは、前衛党神話の虚構であった。しかし、一九八九年、その虚構は崩れ去ったのである。一九八九年に始まった国家社会主義体制の崩壊が示しているのは、社会運動の担い手レベルにおける前衛党神話の崩壊であった。

近代政党の自然史的展開過程とも言うべき名望家政党からの大衆政党への転化の過程において、異端派の組織論が「何をなすべきか」として提起された。今世紀初頭における「何をなすべきか」の論理は、前衛党神話の起点となった。そして、ある期間、議会政治と政党政治の未定着状況に浸透することに成功したかに見えた前衛党神話であったが、一九八九年以降、その存在の場を見失ったのであった。

世界の三分の一を占める一〇数か国の社会主義国の政治権力を掌握していた共産党、労働者党であった。しかし、それ等の党は、まるで積み木崩しにでもあったように、あっという間に崩れ去った。一九八九年から冬にかけての東欧社会主義国の崩壊過程を見れば、ハンガリーにおいても、ポーランドにおいても、チェコスロバキアにおいても、「民主フォーラム」が、「連帯」が、「市民フォーラム」が、社会主義労働者党、統一労働者党、共産党、などの権力体制を崩す市民革命の経過を先行させている。国家社会主義体制が崩壊した結果として前衛党の支配が崩壊しているの

ではなく、前衛党の支配構造の崩壊が先にあって国家社会主義体制の崩壊がその後に続いているというこの事実経過に注目しておきたい。この経過は、東欧だけのことであったであろうか。近代的理性が前近代的次元における大衆闘争を評価するという作為の関係は、おそらくは地球上のあちこちにあったに違いない。そして、その二重構造は今、少くとも先進国の場においては、運動史の担い手の自覚、すなわち民衆の良識によって拒否されたのであった。

四　社会主義政党の法制化

分裂国家の再統合という形をとった東西ドイツの統一は、西側による東側の吸収合併と見るより、東側の体制と西側の体制の収斂であったと見る方が妥当であるとされている。西側の体制は単なる自由主義体制であったのではなく、「社会国家」体制であった。西ドイツ基本法には、「社会国家」の原型であるワイマール共和国の憲法規定の何点かの主要条文がそのまま継承されていた。東西ドイツの統一は、経済体制で見るならば、東側の計画経済が西側の市場原理に屈服したと理解するよりも、東側の集権的計画経済体制が西側の「公共経済」を含む混合経済体制に吸い込まれたと理解する方が事態の正確な把握になるのであった。そこにあるのは、現代史の基本動向としての「社会化」の発現であった。

そして、東西ドイツ統一の政治体制についても、同じ「社会化」の傾向を指摘出来るのであった。政治システムとしての政党制において、東側も西側も、政党を法制化する地点に到達していた。ただし、法制化の内容において、東ドイツの政党政治は西側の複数政党制の擬態にほかならなかった。「指導政党」なるものが存在していたし、選挙においては、候補者の「統一リスト」が作成されるという実態であった。(*) それに反し、西ドイツの政党制は、政党変遷の自然史的過程の一つの極点に到達していた。東側の政党制は、擬態の清算を迫られた時、本態としての西側の政党制

に吸い込まれる以外に道はなかったのである。

（＊）東ドイツ（DDR）における選挙制度と政党制について、西側では、それが本来の選挙制度や政党制の擬態であることを問うレベルでの議論をすでに卒業し、「野党も無ければ候補者もいない」選挙であるにも関わらず政党政治の形態がとられているのはなぜか、と問うレベルに到達していた。A. W. McCardle, A. B. Boenau ed. East Germany, A New German Nation under Socialism ?. University Press of America, 1984. p. 195.

西ドイツにおける政党の法制化が、政党変遷の自然史的過程における一つの極点に到達していて、東ドイツにおける擬態としての政党の法制化は東西ドイツの統一に当たってただ吸い込まれるだけであったという事態の持つ意味を、次のように理解出来るであろう。―一九八九年が明らかにした現代史の基本動向は議会政治と政党政治の自然史的普遍性であり、政党の法制化は、その具体的な一動向であった、と。

東ドイツの社会主義統一党が、社会民主党が主要構成要因となっている西ドイツの政党政治に吸い込まれたその過程を、東西ドイツの収斂現象における政治局面の露呈であると捉えるだけでは不充分な観察であることになるのである。社会主義政党の収斂現象は、現代社会における自然史的政党変遷過程の露呈であり、それは、社会民主主義政党だけではなく、世界観政党としての共産党も包み込まれざるを得ない時代の潮流となっていた。以下、政党の法制化を含む自然史的政党変遷過程を、社会主義政党論に焦点を据える視点から、何点かの主要な動向において捉えることにしたい。

市民社会秩序との整合性　政党が特殊利害の代弁者である限りは、議会制の鬼子として法的制度化の対象外に留まらざるを得ない。従って、西ドイツ基本法第二一条は、政党について「国民の政治的意志の形成に努力するもの」と規定

していた。政党の「内部秩序」について「民主的原則に適合」していなければならないと規定していた。政党は、そのように規定されることによって議会制の嫡子としての地位を得ていたのである。こうして、西ドイツ基本法における政党は、憲法体制と「融合」する高みに到達していたのであった。(*)

(*) 西ドイツにおける政党の法制化については、広渡清吾『二つの戦後社会と法の間―日本と西ドイツ―』大蔵省印刷局、一九九〇年。上条貞夫『選挙法制と政党法―ドイツにおける歴史的教訓―』新日本出版社、一九九二年、等を参照。

政治党派の憲法体制との「融合」という課題は、これまで政党論の領域において、やがて到達するであろう一つの極点と想定されていた。その極点への到達が、西ドイツ基本法においては、議会制の鬼子であった政党に市民社会秩序との整合性を求めることによって、具体的には、議会制に組み込み可能な党構造を法制度として確定することによって、達成されていたのであった。法制化された政党は、西ドイツ基本法が「政党はその資金の出所について公開の報告をしなければならない」と「内部秩序」の公開を想定しているように、党の運営と構造を透明度の高いものとすることを求められることになる。「結社の自由」に基づく組織であるからという理由で、秘密結社のままでいることを許さないとするのが政党の法制化であった。そして、政党一般に対する規制は、当然、社会主義政党に対しても加えられることになる。出自が異端の党派であり、異議申し立て人の党派である社会主義政党の場合、特に、市民社会的秩序との整合性が強く求められることになる。

日本国憲法において、政党の法制化、すなわち政治党派の市民社会秩序との整合性は、これまで何回か試みられながら、未だに実現を見ていない。しかし、日本の社会の基底部分にも、政党の法制化という自然史的潮流が流れていることは否定出来ない事実となっている。たとえば、大日本国憲法体制において、美濃部達吉が、議会政治が政党政治であることを明確に指摘し、大日本国憲法体制下における政党政治確立のために、政党の法制下をかなり強く求め

る見解を明らかにしていた例がある（『逐条・憲法精義』有斐閣、一九二七年、第三五条の解説）。

社会システムの構成要因化　第二次大戦後、社会民主主義の党が政権を掌握する例が西ヨーロッパで数多く見られるようになった段階で、社会主義政党は単なる反対党であってはならず、野党としての在り方を自らのものとしなければならないとする構造的な要請がなされることになった。その要請がオポジション論として表出したのは、一九六〇年代のことであった。反対党は、野党すなわちオポジションとして、まずは、レジームに対するオポーズとガウァメントに対するオポーズとの相違を明確に把握することが求められた。(*) オポジションとなることによって、社会主義政党は、永遠の異議申し立て人としての立場を堅持する在り方からの脱皮を求められた。

（*）O. Ionescu and I. de. Madariaga, Opposition, the New Thinker's Library, No. 25. Watts, 1968. 宮沢健訳『反対党の研究―制度としてのその過去と現在―』未来社、一九八三年。

オポジション論においては、代替選択肢の提起を行なう政策批判者の立場に身を置くことが求められている。すなわち、既存の社会システムの構成要因としての自覚を持ちながら、それにも関わらず、既存の社会システムを構成する基本的価値意識を相対化する姿勢に自己の本来の役割を見出す立場の確保が求められている。一方でコンセンス形成に能動的な役割を果たしながら、他方で既存社会体制の場の状況に埋没しない批判者として機能するオポジションの場の確保が課題とされている。

政党変遷過程において浮上することになったこのようなオポジションとしての条件は、そのまま、野党としての社会主義政党がガヴァメント、すなわち政権党になる課題と条件を示しているものであると理解出来よう。日本の政党政治においてオポジションが未形成であるのは、保守政治勢力が永遠の政権担当勢力となっているからではない。「保

守と革新」という対抗軸への固執が、反対党の野党への転化を妨げていると見ることが出来る。保守一党支配体制は、「保守と革新」という対抗基軸の設定がもたらした当然の結果であった。それでも、一九八〇年以降、行きつ戻りつの過程を辿りながらであるが、「革新の革新」(*)が進行させられている過程を測定出来るようになっている。

(*)「革新の革新」度測定については、拙著『保守の英知と革新—社会民主主義の新展開—』花伝社、一九九一年、を参照されたい。

社会的コンセンサス形成機能　派閥(faction)から近代政党への流れを捉えるデュベルジェの政党社会学であったが、近代政党の断片(fraction)化を析出する現代政党論として、サルトーリの政党システム論があった。サルトーリは、「政党はファクションではない」という古典的命題から政党の「ファクションへの退化」に注目することになる。同時に、「政党は全体の一部分である」という古典的命題から政党の「非部分的アプローチ」に注目することになる。

サルトーリは、同じ文脈で、「政党は意志表示のチャンネルである」という古典的命題が示す代表機能の修正を求める。政党は、「応えねばならないと感じている諸要求に重みを加える」機能、すなわち意志表明機能(expressive function)を備えなければならないとされた。その場合、サルトーリが援用するのは、政党に関する、V. O. Key の「大衆の選好を公共政策に翻訳する…装置」という想定であり、E. E. Schattschneider の「多数決支配の理念を事実に翻訳できる唯一の組織」という規定であり、S. Neumann の「混沌とした大衆の意思を組織化する」という把握であった。議会が単なる民意を反映する場ではないとする理解に対応する形で、政党の世論形成機能が注目されていると見られよう。もちろん、この場合、世論誘導機能との境界がどこにあるかが確かめられている。

サルトーリは、デュベルジェの二元論的固定観念(dualistic blinders)を衝いて、分極的多党制における「レリヴ

アントな反体制政党」の位置を確定する。サルトーリが求める政党に関する古典的命題の読み替えは、「反対政党」すなわち社会主義政党をも例外とするものではなかった。(*)

(*) Giovanmni Sartori, Parties and Partysystem: A Framework for Analysis, Cambridge University Press, 1976. 岡沢憲芙・川野秀之訳『現代政党学Ⅰ・Ⅱ』早稲田大学出版部、一九八〇年。O・キルヒハイマーの包括政党(catchall party)規定も、社会主義政党の政権政党化を論ずる際に無視出来ない古典的政党論の読み替え論となっている。cf. P. Mair ed. The West European Party System, Oxford Readings in Politics and Government. 1990. 社会主義政党論が抽出されるべき現代政党論の動向を概観する文献としては、間登志夫『政党組織の比較研究』世界思想社、一九九一年、を挙げておきたい。

政治改革諸課題への対応　日本の政治社会においては、社会主義政党に対して、その改革課題が、政治改革として次のような内容において提起されているのを確認出来る。この多くは、一九八三年の〃政党法案(吉村試案)〃から一九九一年の〃政治改革関連三法案(政府案)〃に至る政治改革諸案の中で、一度は、政治争点として政治日程化が企図された課題である。(*) これらの諸課題は、いずれも、保守政治勢力の側から提起される政治要請と理解されるのではなく、先進諸国に普遍的な社会主義政党の自然史的変遷過程の具体化として受け止められるべきであろう。

(*) 〃資料・議会制民主主義〃『法律時報』第六二巻第六号、一九九〇年五月、および、〃資料／選挙制度と政党助成〃『法律時報』第六四巻第二号、一九九二年二月、参照。

(1) 政党の法制化と比例代表制の取り入れとともに、一定の議席率の確保が公党の要件として求められることになる。

(2) 政治資金の不明朗さへの対策として選挙公営が政治日程化されているが、それは、党の財政と組織の地方支部段

階に至るまでの公開要請と一体化している。

(3) 比例代表制の取り入れ案が有力案となっているが、その際、議員候補者の名簿作成に当たって、党の機関による上意下達方式ではなく、党員参加による作成方式、あるいは、選挙民の参加方式の制度化が検討されざるを得ない。

(4) 選挙制度の改正が検討されているが、その過程で、議会は「民意の反映」の場であるよりも、コンセンス形成の場であるべきだとする理解が確定されつつある。小選挙区制は民意の正確な反映にならないとする小選挙区制反対論は、その論拠を再検討せざるを得ない。

(5) 議会改革が政治日程化されているが、議会運営について、党議拘束の緩和、クロスヴォーティング、などの慣行化が是認される傾向にある。

(6) 社会主義政党に対して、公党としての市民社会秩序との整合性が求められる結果、党機関の密室性が忌避され、党内反対派の制度的な容認が求められることになる。企業内における支部・細胞活動は否定されることになるであろうし、結社の自由は、政治党派の秘密結社としての在り方を擁護する論理とは、もはや、なり得ないであろう。

(7) 各党の実態において、党員構成の多様化が進行している。すなわち、キャッチオール・パーティ化である。宗教政党、イデオロギー政党、階級政党などの在り方の維持は困難になった。その結果、特定の党派に生涯を賭けて忠誠を誓うタイプの党員は少なくなり、多くの党員は浮動党員となる。すでに、中核党員と周辺党員の二重構造が一般化している。社会主義政党においても、党への加盟は、もはや、血盟ではない。保守政党においては、年度切り替えの登録制度が普通の制度となりつつある。

「労働政治」への対応　議会制社会主義政党の党構造確定が以上のような方向で要請され進行すると共に、社会主義政党と労働組合との関係も、新たに構築し直されることが求められるようになる。ネオ・コーポラティズムの「リベラル化」への対応は、日本の社会主義政党の、政党における自然史的変遷過程への自覚的対応の兆しと評価出来るであろう。一九八〇年代後半以降、その動きが定着した労働組合のナショナルセンターである「連合」を見れば、社会主義政党と労働組合の関係が、それまでの関係と異なったものとなりつつあることが一目瞭然である。現在の社会体制とは別の、つまり、もう一つ別の土俵を目指す組織の存在を前提に、労働組合は社会主義政党の指導を受けなければならないとする指導・被指導の上下関係は、もはや成立しなくなった。両者の関係は、市民社会における議会制社会主義政党と圧力集団の関係になったのであり、横に並んで連帯する関係になったのであった。その際、労働組合は、独自の政治団体化する方向を模索する傾向を示す。すなわち「労働政治」の方向性の顕示である。

社会主義政党が、議会制社会主義政党の党構造に質的に転化すると共に、具体的な検討課題となるのは、労働組合の内部における社会主義政党フラクションの活動に対する規制ではなかろうか。両者の関係を機能的な関係とするためには、秘匿された機構的な関係を廃絶しなければならない。日本労働運動史において、評議会・産別会議における地下組織・秘密組織としての共産党フラクションの経験は、貴重なマイナスの経験として記憶され記録されている。総評においては、共産党フラクション克服の方向において、半分、公然化された社会党員協議会が生み出された。連合においては特定政党の組織内活動が当初から拒否されている。そもそも、既成政党の改編が、連合の出発点からの目標になっているのであった。(*)

(*) 五十嵐仁〝政治・政党と労働組合〟、法政大学大原社会問題研究所編『〈連合時代〉の労働運動』総合労働研究所、一九

九二年、所収、参照。なお拙著、前掲『保守の英知と革新—社会民主主義の新展開』における〔分析7〕をも参照。

議会制社会主義の党は、市民社会との整合性において、企業の内部で組織活動を展開する方針を持てないことになるだけでなく、「労働政治」との整合性において、労働組合の内部でも、秘匿された形においてはもちろんのこと、公然としてであっても、党員グループの党活動を規制する方針を自らに課することになるのではなかろうか。

一九九一年八月、ソ連共産党は、その歴史の幕を閉じた。活動が停止され、党は、制度的に解体した。制度解体の直前、ロシア共和国は、大統領令でソ連共産党の政府機関における活動を禁止し、ソ連最高会議に「社会団体法」の改正を求めている。政府機構と軍隊機構の内部に置ける「フラク」活動が禁止された時、ソ連共産党は、事実上、解体されたと見て間違いはないであろう。ソ連邦崩壊の前夜、事態は、ほぼそこまで進行していたのである。国家の枠に社会を封じ込め、その国家を前衛党が支配するという構造は、前衛党の国家官僚体制化を意味し、前衛党の政治党派としての正統性を喪失させ、結局は、前衛党が社会から拒否される結果となった。議会制を政党政治として展開する方法以外の政治システムの実験は、二〇世紀において、高い代償を払うことによって、その無謀さを証明して終わったのであった。

一九八九年の事態によって明らかとなった政党変遷過程の自然史的経験則の重みは、日本の社会労働運動史と運動史論の今日の時点における再構成のための最も主要な総括視点となっている。

五　おわりに

激動の年であった一九八九年は、社会主義運動における「大転換」の年として歴史に記録されることになるであろう。一九八九年は東欧革命の年であったが、それだけではなかった。東側だけではなく、西側においても、社会主義運動の「大転換」が経験されていた。イタリア共産党が党名変更をもたらす方向転換を成し遂げたのが一九八九年であり、ドイツ社会民主党がバート・ゴーテスベルク綱領をベルリン綱領に移行させるという方向転換を遂行したのが一九八九年であった。(*)

(*) イタリア共産党の方向転換については、後房雄『大転換』(窓社、一九九一年)所収の諸資料を参照。福田富夫〝イタリア共産党から左翼民主党へ〟『大原社会問題研究所雑誌』第四〇三号・四〇六号、一九九二年六月・九月、が参考になる。ドイツ社会民主党の方向転換については、永井清彦編著『われわれの望むもの—西ドイツ社会民主党新綱領—』(現代の理論社、一九九〇年)所収のバート・ゴーテスベルク綱領とベルリン綱領を参照。O・ラフォンテーヌ著、住沢博紀訳『国境を越える社会民主主義—変貌する世界の改革政治—』(現代の理論社、一九八九年)が参考になる。

ヨーロッパの歴史において「狂気の年」とされた一八四八年は、一九八九年から数えればほぼ一世紀半前となるが、その「狂気の年」においても、人民革命と呼べる民主主義運動は、パリ、ウィーン、ベルリンへと広がっていた。ヨーロッパにおいて、王国と帝国の枠は、そして、レジームとしての支配体制の枠は、どのように人為的に形成されようとも、常に根の浅い「線引き」に過ぎなかったのであろう。一九八九年の東欧革命も、その背景となっていたに違いないヨーロッパにおける地殻変動において捉え直される必要がある。

イタリア共産党の方向転換においては、今世紀初頭における社会民主主義からのコミュニズム分立の妥当性が検討

されている。ドイツ社会民主党の方向転換においては、環境問題とジェンダーの問題への取り組みが新たな課題として自覚されている。これ等の諸点は、あきらかに、今日の時点における日本社会労働運動史と運動史論の再構成のための総括視点となっている。一九八九年の「大転換」がもたらした意味については、なお、いっそう、慎重な検討を続けなければならない。